

「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託公募要領

松戸市では、「やさシティ、まつど。」＝やさしい街・松戸市の魅力や暮らしやすさを市内外の子育て世帯及び未来の子育て世代に効果的に発信し、本市への愛着や誇りの醸成、および本市の認知度の向上や都市イメージの向上を図るプロモーション活動を進めています。その活動のひとつとして、市民の皆さんと共に創り発信する「情報共創型」のシティプロモーション活動を進め、市民目線の情報発信を行ってきました。この活動の中心となる、市民プロジェクトメンバー（以下、市民メンバーとする）と市民記者および市で構成する市民参加型のプロジェクトチーム「まつどやさしい暮らしラボ」（以下、ラボとする）の業務進行をより柔軟かつ円滑にさせるため、事務局運営を委託します。

事業の運営にあたり、その趣旨を理解し、本市の魅力や特性を活かしたラボの活動を担うことができる意欲の高い事業者を選定すべく、次のとおり募集します。

1 件 名

「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託

2 業務内容

「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託仕様書（別紙1）の定めるところによります。

3 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4 契約上限額

2,000,000円以下（税込）

5 参加資格要件

応募申込書等を提出する者（以下「応募者」という）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

（1）法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 本事業の参加表明届提出日までに、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置および指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (7) 過去2年以内において、ワークショップやイベントなどの運営を履行した実績を有すること。
- (8) 過去2年以内において、ホームページの作成・管理・運営・保守を履行した実績を有すること。

6 資料配布

(1) 配布方法

募集要領（本書）およびその他の配布資料については、市ホームページにおいて公開します。

(2) 配布期間

平成30年9月3日（月）から平成30年9月20日（木）17時まで

(3) 配布資料

- ・「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託募集要領（本書）
- ・様式1 参加表明届
- ・様式2 質問書
- ・様式3 参加辞退届
- ・様式4 業務履行体制および責任者・担当者一覧
- ・様式5 誓約書
- ・様式6-1 業務実績書（1）
- ・様式6-2 業務実績書（2）
- ・別紙1「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託仕様書

- ・別紙2 「まつどやさしい暮らしラボ」 運營業務委託ホームページ作成仕様書
- ・別紙3 企画提案書作成要領

7 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

- ・公募開始 平成30年9月3日（月）
- ・質問書の受付締め切り 平成30年9月10日（月） 17時
- ・質問書に対する回答 平成30年9月18日（火）まで
- ・参加表明届の受付締め切り 平成30年9月21日（金） 17時
- ・企画提案書等の提出締め切り 平成30年9月28日（金） 17時
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査 平成30年10月11日（木）
- ・審査結果の通知 平成30年10月12日（金）以降
- ・契約締結 平成30年10月中旬（予定）

8 参加表明届の提出

(1) 提出書類

参加表明届（様式1） 1部

(2) 提出期限

平成30年9月21日（金） 17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

(4) 提出場所

〒271-8588 松戸市根本387番地の5（松戸市役所 新館5階）

松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室

電話：047-366-7320（直通）

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 1 1 部

企画提案書作成要領（別紙3）に基づき作成したものとなります。業務履行体制および責任者・担当者一覧（様式4）、見積書（任意書式）も含めてください。

※企画提案書データをCD-ROMなど電子媒体（1部）に保存の上、あわせて提出してください。

イ 添付書類

- ① 法人の登記事項証明書または身分証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ② 納税証明書（法人税、消費税）「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」（発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ③ 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税）（直近2年分、発行後3か月以内のもの、写し可）1部
- ④ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、原本）1部
- ⑤ その他、市が必要と認める書類

※発行後3ヶ月以内とは審査会開催日を基準とします。

(2) 提出期限

平成30年9月28日（金）17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

(4) 提出場所

8（4）と同様

10 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 日程

平成30年10月11日（木）

(2) 場所

松戸市役所本庁舎内（千葉県松戸市根本387番地の5）

※時間・会場等の詳細については、参加表明届提出の受付終了後、直ちに通知します。

（3）時間

各事業者40分程度（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

※審査会への入室は4名までとします。

※プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、マイクは、市で用意しますが、その他機材については提案者が持参することとします。

（パソコンとプロジェクターをつなぐケーブルについては、ご持参ください。）

※当日のプレゼンテーション資料は、提出された企画提案書とします。やむをえず、企画提案書の変更および差し替え、追加資料の配布がある場合には、事前協議するものとします。

11 質問、回答

（1）質問等の受付について

ア 提出書類

質問書（様式2）

イ 提出期限

平成30年9月10日（月）17時〔必着〕

ウ 提出方法

電子メールに質問書を添付

エ 提出先

松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室

E-mail : mcpromo@city.matsudo.chiba.jp

（2）質問書に対する回答

ア 回答日

平成30年9月18日（火）までに回答

イ 回答方法

電子メールにて送付

(3) 注意事項

事業内容等に関わる回答については、「まつどやさしい暮らしラボ」運營業務委託募集要領等の追加または修正とみなし、市ホームページにて公表します。

12 選定方法

(1) 委託事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、「まつどやさしい暮らしラボ」運營業務委託業者選定審査会（以下「選定審査会」という）の会員が、提出された企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリングの優秀性について審査し、合計点の高い者から順に最優秀提案者および優秀提案者を選定します。

選定審査会における選定結果を踏まえて、市は、優先交渉権者および次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議、契約の交渉を行います。契約に至らなかった場合、次点交渉権者と協議し契約の交渉を行います。

なお、提案者が1者のみであった場合も審査は実施します。

(2) 審査方法

ア 選定審査会の会員が（3）の審査項目に基づき、企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリング等の内容を審査します。

イ 合計点数が最も高い事業者を最優秀提案者と選定することとし、上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

ウ 合計点数の平均点が100点満点中55点に満たない応募者については、交渉権者として選定しません。

(3) 審査項目

審査項目・視点	審査内容
1. 提案業者について（25点満点）	
団体概要・ 業務概要	会社概要や事業内容など、信頼性のある団体であるか。
	ワークショップ、イベント運営などを行った実績がある団体であるか。
	ホームページの作成・管理・運営・保守を行った実績がある団体であるか。
運営体制	本業務を行うにあたり、イベント要員も含めて十分な人的資源を有しているか。

		市との連絡・調整が速やかに行える体制か。
	積極性	業務に対する取組姿勢に積極性や熱意が見えるか。
		市民とともに松戸市をより良くしたいという気持ちが感じられるか。
2. 「まつどやさしい暮らしラボ」の今後の活動方針について (30 点満点)		
	理解度	「まつどやさしい暮らしラボ」について理解しているか。
	提案の内容	市民目線における松戸の魅力を広く発信する「まつどやさしい暮らしラボ」の活動全体をディレクションする今後の方針を提示することができそうか。
	提案の実現性	ラボの核となる市民メンバーの意見を踏まえた方針を提示・実行することができそうか。
3. ラボ専用ホームページの作成について (25 点満点)		
	提案の内容	本市の魅力や価値を訴求するものとなっているか。
		わかりやすくデザイン性の高いサイト構成で情報を発信できるものであるか。
		本市ファンの増加を図ることができるようなものであるか。
		市民記者向けの記事投稿に関する研修が実行できそうか。
	提案の実現性	提案内容は実行可能な内容となっているか。
4. その他の企画提案について (10 点満点)		
	提案の内容	本市の魅力や特性を活かしたものであるか。
	提案の実現性	提案内容は現実的な内容となっているか。
5. 提案金額 (10 点満点)		
	概算見積り	価格点は選定審査会で定めた計算式に基づき算出
合計 100 点満点		

(4) 事前審査

提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定審査会において、あらかじめ(3)の審査項目で事前審査を行い、上位4者のプレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

(5) 事業者選定結果通知

最終選考結果は、各社宛てに平成30年10月12日(金)以降に文書で通知します。また、市ホームページ等で公表します。

13 契約に関する基本事項について

- (1) 委託事業者として決定された者は、「まつどやさしい暮らしラボ」運營業務委託に関わる契約書を市と締結します。契約内容は、企画提案書等に基づき、内容を確認の上、決定するものとしします。
- (2) 委託事業者として決定された者は、市と契約を締結する際、市に対して誓約書（様式5）を提出してください。
- (3) 契約締結の際に、再委託について書面で申請し、その内容を市が承認した場合に限り、再委託を行うことができます。
- (4) 契約締結にあたっては、松戸市財務規則第143条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付してください。ただし、松戸市財務規則第143条第3項の規定に該当する場合は保証金の全部または一部の納付を免除します。

14 失格事項

- (1) 本要領に定める事項以外の方法により、市職員および市関係者へ提案に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、契約上限額を超過している場合
- (3) 提出方法および提出期限に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 5の参加資格要件を満たさない場合
- (7) 様式に適合しない場合（記載すべき事項以外の内容が記載されている場合）

15 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1団体につき1件とします。なお、複数の団体の連合体による共同提案は認めません。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- (4) 市は、企画提案者等の提出書類を事業経過説明等に無償で利用することができます。なお、事業経過説明等以外には利用しないこととします。
- (5) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固

く禁止します。

- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (7) 本プロポーザルは市の都合により延期、または中止することがあります。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負いません。
- (8) 応募者に「まつどやさしい暮らしラボ」の関係者が含まれる場合、参加表明届を提出する時点でラボメンバーを辞して頂く必要があります。

16 お問い合わせ先

〒271-8588 松戸市根本387番地の5 (松戸市役所 新館5階)

松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室 担当：板花・斎藤

電話：047-366-7320 (直通)

E-mail：mcpromo@city.matsudo.chiba.jp